

議案第15号

清水町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成29年3月7日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町介護保険条例の一部を改正する条例

清水町介護保険条例（平成12年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「18,360円」を「27,540円」に改め、同項第2号中「30,600円」を「45,900円」に改め、同項第3号中「42,840円」を「45,900円」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。